

## 死亡届出後の諸手続について

大阪狭山市役所 電話番号072(366)0011 (代表)  
 ダイヤルイン(直通電話)のある部署は、下表の担当窓口の欄に記載していますので、  
 そちらもご利用ください。  
 〒589-8501 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1  
 受付時間 月曜から金曜日まで 午前9時～午後5時30分(祝日・年末年始を除く)  
 第1・3土曜日 午前9時～正午(祝日・年末年始を除く)  
 ※一部の部署除く


死亡届の届出後、以下の手続が必要です。届出後、はじめて市役所に来られる際は、市民窓口グループにお越しください。

- ・手続ができる方は、主に同一世帯の方です。(それ以外の方が来られるときは、委任状が必要です。)
- ・単身世帯の方が亡くなられた場合、手続ができる方は、原則として死亡届の届出人です。(届出人以外の方が来られるときは、委任状が必要です。)

※必要となる手続は、亡くなられた方によって異なります。ここに記載のないものでも、手続が必要となる場合があります。詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

項目	手続内容	必要なもの	担当窓口
住民記録	世帯主及び続柄の確認・変更をしてください。	・来られた方の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)	市民窓口グループ ダイヤルイン(直通) 番号：072-349-9480 072-349-9481
国民健康保険	国民健康保険の資格喪失手続及び保険料の精算を行い、国民健康保険被保険者証をお返しください。 (世帯主が亡くなられた場合、同一世帯の国民健康保険加入者の国民健康保険被保険者証もお持ちください。) 葬祭費の申請をしてください。 国民健康保険高齢受給者証や国民健康保険限度額適用認定証等の交付を受けていた場合は当該証もお返しください。	・国民健康保険被保険者証等 ・葬儀の領収書 ・口座情報がわかるもの(領収書名義者のもの) ・印鑑(領収書名義者のもの)	保険年金グループ 国民健康保険担当 ダイヤルイン(直通) 番号：072-349-9470 072-349-9471

項目	手続内容	必要なもの	担当窓口
後期高齢者医療保険 (75歳以上の方) (65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障がいがあると認められた方)	①後期高齢者医療被保険者証の返却 ②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証等の返却(交付されている場合) ③葬祭費の申請 ④高額療養費等の受取り口座の変更(希望者) ⑤送付先の変更(希望者)	①後期高齢者医療被保険者証 ②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証等(交付されている場合) ③葬儀の領収書 ・口座情報がわかるもの(葬儀の領収書名義者のもの) ・印鑑(葬儀の領収書名義者のもの) ④新たに登録する受取り口座の情報がわかるもの ⑤手続する方の身分証明書	保険年金グループ 医療担当 ダイヤルイン(直通) 番号:072-349-9472
福祉医療	医療証の返却 ・重度障がい者医療証 ・ひとり親家庭医療証 ・子ども医療証	・各医療証	
国民年金	個人の年金記録により手続が異なります。 お近くの年金事務所や年金相談センターにお問い合わせください。 (P.5の☆関連する手続☆をご参照ください)	・年金証書または基礎年金番号通知書	保険年金グループ 国民年金担当 ダイヤルイン(直通) 番号:072-349-9473
介護保険 (65歳以上の方全員) (40~64歳の要介護(要支援)認定の手続をしている方)	介護保険被保険者証をお返しください。 負担割合証、負担限度額認定証等の交付を受けていた場合は、当該証をお返しください。 その他の付随する手続についてもご案内いたします。	・介護保険被保険者証 ・相続人の口座情報がわかるもの ・印鑑	高齢者福祉グループ ダイヤルイン(直通) 番号:072-349-9416 072-349-9418

項目	手続内容	必要なもの	大阪狭山市担当窓口
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方は、返還手続をしてください。またタクシー券をお持ちの方は併せてお返しくください。 その他の付随する手続についてもご案内いたします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳</li> <li>・印鑑</li> </ul>	福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） 番号：072-349-9408 072-349-9409 072-349-9407
特別障がい者手当 障がい児福祉手当	受給されていた場合は、喪失手続をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・預金通帳（同居の親族のもの）</li> </ul>	福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） 番号：072-349-9407
障がい福祉サービス	受給されていた場合は、受給者証の返還手続をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証（青・黄・ピンク色）</li> </ul>	福祉政策グループ ダイヤルイン（直通） 番号：072-349-9408 072-349-9409 072-349-9407
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	受給されていた場合、受給資格消滅又は減額改定等の手続をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて必要になる書類がありますので、お問い合わせください。</li> </ul>	こども家庭支援グループ
保育所・幼稚園・認定こども園等	保護者等の変更手続をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定証</li> <li>・印鑑</li> </ul>	こども育成グループ
放課後児童会	保護者等の変更手続をしてください。		
小・中学校	保護者等の変更手続をしてください。		教育指導グループ
就学援助	希望する場合、就学援助を申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃額が確認できる書類の写し（借家に住まれている場合）</li> </ul>	
水道	閉栓、名義変更などの手続をしてください。		大阪広域水道企業団 大阪狭山水道センター お客様センター ダイヤルイン（直通） 番号：072-349-9476 または企業団ウェブページ

項 目	手続内容	必要なもの	担当窓口
相続人代表者指定 届兼現所有(代表) 者届	市税（個人市・府民税、軽自動車税、固定資産税）の納税義務者(所有者)の納税通知書等を受け取る相続人代表者を指定してください。	・状況に応じて必要になる書類がありますので、お問い合わせください。	税務グループ 個人市民税・軽自動車税担当 ダイヤルイン（直通） 番号：072-349-9402 固定資産税担当 ダイヤルイン（直通） 番号：072-349-9401
未登記家屋の名義 変更	未登記家屋を所有していた場合は、名義変更の手続をしてください。	・状況に応じて必要になる書類がありますので、お問い合わせください。	税務グループ 固定資産税担当 ダイヤルイン（直通） 番号：072-349-9401
原動機付自転車 （125cc 以下）、小型特殊自動車、ミニカー（50cc 以下）の廃車、名義 変更	大阪狭山市（狭山町）ナンバーの原動機付自転車（125cc 以下）、小型特殊自動車、ミニカー（50cc 以下）を所有していた場合は、廃車、名義変更の手続をしてください。	○廃車をする場合 ・来られた方の本人確認書類（運転免許証など） ・ナンバープレート ※再登録用紙が必要であれば、登録申告済証（無い場合は、車台番号の石ずり） ○相続人が納税義務者となる場合 ・相続人の本人確認書類（運転免許証など） ・相続関係がわかるもの（戸籍謄本など）の写し（名義変更の場合のみ） ・登録申告済証（無い場合は車台番号の石ずり）	税務グループ 軽自動車税担当 ダイヤルイン（直通） 番号：072-349-9402
住宅の管理・相続 など	住まれていた住宅が空き家となった場合の適切な管理方法や手続などについてご案内いたします。		都市政策グループ
農地の相続	相続により大阪狭山市内の農地の所有権等を取得した場合は、届出をしてください。	・土地の全部事項証明書（写） ・申請地の位置図 ・国籍確認ができる書類	農業委員会事務局

☆関連する手続☆

手続内容	問い合わせ先
・不動産の相続登記申請に関する一般的なご相談	・大阪法務局堺支局 ☎072-221-2756
・年金に関するご相談	・天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531
・普通自動車・軽二輪・小型二輪の廃車・名義変更手続	・近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2060
・軽自動車（軽三輪・軽四輪）	・軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 ☎050-3816-1842
・図書利用カードの廃止手続	・大阪狭山市立図書館 ☎072-366-0071
・オーパス・スポーツ施設情報システム	・大阪狭山市立総合体育館 ☎072-365-5250

令和6年4月